

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

ナカノス建設工業(株)

指名停止措置業者の住所

大分県大分市大字三佐988

2. 指名停止措置期間

令和7年1月29日から令和7年2月28日まで（1か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

民間発注の建具工事2件において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。このことは、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年12月12日、大分県知事から指示処分を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)